

議 第 2 号

聴覚障害の認定に係る制度の見直しを 求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国では、誰もが相互に個性を尊重し合う社会の実現が求められる中、昨年にデフリンピック東京大会が開催されたほか、各自治体においても手話言語条例の制定が進められており、ろう者をはじめとする難聴者への理解の促進が期待されている。

一方で、難聴者が国の補助を受けるためには、検査で測定された聴力レベル等に基づく聴覚障害者としての認定が要件となるが、いわゆる軽度・中等度難聴者は、世界保健機関の基準では補聴器の使用が推奨されているにもかかわらず、購入費用の支給対象外となっているなど、現行の制度には課題がある。

「聞こえにくさ」に悩む全ての人々が安心して生活し、その力を発揮できる環境を整備することは、社会全体の責務とされており、高度情報化が進展する現代において不可欠な、個々の状況に応じたきめ細かな支援体制の構築には、国による新たな仕組づくりが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、聴覚障害の認定に係る制度の見直しにより、共生社会の形成を推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 国際的な動向、当事者の実情等を踏まえた認定基準の引下げなど、聴力レベルを前提とする現行制度の再検討を行うこと。
- 2 聴力測定に加え、騒音下での会話、複数人での話合い等、社会生活上のコミュニケーションを考慮した総合的な認定方法を導入すること。
- 3 見直しに当たっては、合理的配慮の提供、情報保障等に資するよう、難聴者が抱えている困難を十分に検証すること。
- 4 制度設計に際しては、医療・福祉関係者に加え、教育、労働等の現場の意見も幅広く反映させること。